

健感発 0121 第 1 号
平成 27 年 1 月 21 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項
及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について（一部改正）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成27年政令第1号）が平成27年1月9日に公布され、本日からその一部が施行されたところである。

また、現行のデング熱の検査方法の一部については、患者の確定診断として十分ではないため、デング熱以外の疾患に罹患した者がデング熱の患者として届出の対象となることがある。

これらを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、本日から適用することとした。今回の改正の概要は下記のとおりである。

加えて、平成 26 年 4 月 25 日付け健感発 0425 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知「鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令及び鳥インフルエンザ（H7N9）を指定感染症として定める等の政令の施行に伴う感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の準用に関する省令の一部を改正する省令の施行について（施行通知）」は、本日をもって廃止する。

貴職におかれては、内容を御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺漏なきを期されたい。

記

第一 改正の概要

- 1 「第 3 二類感染症」の「4 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る）」の名称及び「(1) 定義」の表現の

適正化を行うとともに、別記様式 2-4 「重症呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）発生届」の名称の表現の適正化を行うこと。

2 「第 3 二類感染症」に「中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MER S コロナウイルスであるものに限る。）」及び「鳥インフルエンザ（H 7 N 9）」の項を追加し、別記様式 2 に「中東呼吸器症候群（MER S）発生届」及び「鳥インフルエンザ（H 7 N 9）発生届」の様式を追加すること。

3 「第 5 四類感染症」の「2 1 デング熱」の「(3) 届出基準」について、検査方法の適正化を行い、別記様式 4-2 1 「デング熱発生届」において同様の改正を行うこと。

4 その他所要の改正を行うこと。

第二 適用日

この通知は、本日から適用する。